

年 月 日

吉野町長 殿

住 所	
団 体 名	
代表者名	印
電 話	

資料等の特別利用（熟覧・撮影・掲載・借用等）許可申請書

吉野歴史資料館管理の資料について、下記の通りを使用したく、申請します。

記

資 料 名	吉野歴史資料館所蔵図書（No. <input type="text"/>) 一式 ※借用希望図書のNo.を別紙で確認し、記入してください。 (合計 <input type="text"/> 冊)
利用の種類	借用
利用の期間	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ~ 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ※原則、貸出から返却までの期間は4週間以内とします。
用いる場所	
使用の目的	※該当する目的に○をつけてください（以下に該当しない利用は原則認めません） ① 町内の学校または教育関係団体で、教職員の研修等に用いる ② 町内の学校または教育関係団体で、子どもたちの閲覧に用いる ③ 吉野町をPRするイベント（屋内）で、不特定多数の閲覧を伴う ④ 吉野町をPRするイベント（屋内）で、図書の展示を行う ⑤ 吉野町をPRするイベント（野外）で、図書の展示を行う
備 考	<input type="checkbox"/> “貸し出しの際の注意事項”について、全て同意します。（要チェック） <input type="text"/> (その他特記事項があればお書き下さい)

以上

No.	作品名	冊数	対称	内容		関連場所	内容
1	天武と天智	11	青年	歴史	飛鳥	宮滝	大化の改新～壬申の乱の頃を描く。
2	天上の虹	23	女性	歴史	飛鳥	宮滝	持統天皇の生涯を描く。
3	とりかえ・ばや	13	少女	歴史	平安	吉野山	『とりかえばや物語』のコミカライズ。
4	なんて素敵にジャパネスク	11	少女	歴史	平安	吉野山	吉野に住む吉野の君が登場する。
5	陰陽師	13	青年	歴史	平安	宮滝ほか	陰陽師の活動を描く。
6	遮那王義経	22	少年	歴史	平安	×	源義経の幼少～源平の合戦前を描く。
7	遮那王義経 (源平の合戦編)	29	少年	歴史	平安	吉野山	源義経の源平の合戦～都落ちを描く。
8	修羅の刻	17	少年	歴史	平安	吉野山	弁慶との出会い～都落ちを描く。
9	義経鬼	6	少女	歴史	平安	吉野山	源義経の生涯が描かれる。
10	義経ちゃん剣風帖	3	少年	歴史	現代	吉野山	ギャグ漫画。義経らが SF バトルをする。
11	時をかけた少女たち	6	少女	歴史	様々	吉野山	短編集。様々な時代を生きた姫を描く。
12	キミノ名ヲ。	4	少女	歴史	鎌倉	吉野山	鎌倉幕府討幕の動きが描かれる。
13	山賊王	13	少年	歴史	鎌倉	吉野山	鎌倉幕府討幕の動きが描かれる。
14	へうげもの	25	青年	歴史	安土桃山	吉野山	織部焼の漫画。秀吉の花見が描かれる。
15	火色の文楽	3	青年	古典芸能	浄瑠璃	吉野山	妹背山婦女庭訓が作中で演じられる。
16	妖狐伝義経千本桜	4	少年	古典芸能	歌舞伎 <small>（能）</small>	吉野山	「義経千本桜」の世界をコミカライズ。
17	花よりも花の如く	17	女性	古典芸能	能	国栖 菜摘	吉野が舞台の能・「国栖」や「二人静」が作中で演じられる。
18	国崎出雲の事情	19	少年	古典芸能	歌舞伎	吉野山	「義経千本桜」が作中で演じられる。
19	昭和元禄落語心中	10	青年	古典芸能	落語	吉野山	落語「居残り」のセリフで吉野山が登場。
20	R D G	5	少年	現代	S F	大峯奥駈道	玉置山（十津川村）と東京が舞台。
21	咲 阿知賀編	6	青年	現代	S F	吉野山	麻雀マンガ。主人公達が吉野山に住む。
22	町でうわさの天狗の子	12	少女	現代	S F	吉野山	最終巻の舞台が吉野山。

【貸し出しの際の注意事項】

※図書は、セット単位での貸出になります。

※借用できる者は原則町内に所在する組織・団体とし、吉野町PRまたは町内での教育目的の利用に限ります。

※一度に貸出できる冊数は、おおむね50冊（60冊を越えない範囲）までとします。

※貸出できる期間は、原則として、貸出から返却までで4週間以内とします。違反があった場合、次回からの貸出をお断りする場合があります。

※図書の貸出・返却は、申請書を提出前に担当者と日程調整を行ってください。吉野町役場文化観光交流課または吉野歴史資料館で行います。代表者が責任を持って受け取り・または返却に来てください。

※貸し出し希望が一時期に集中した場合、町は各団体に希望を確認し、その時期を調整する場合があります。

※貸出期間中の図書の管理責任は、全て貸出団体とします。貸出期間中、当該貸出図書が著しく汚損したり読書困難な状態（損失、紛失、返却困難等）になった場合、町は貸出団体に実物での弁償を求めます。

※貸出期間中であっても、利用が適切でないと認められるとき、または吉野町の事業で貸出図書が必要となる時は、返却を求める場合があります。